

■資料編■

- 1 「大野市空き家の実態・意向に関するアンケート」調査結果
- 2 越前おおの空家等対策計画の策定経過
- 3 越前おおの空家等対策計画策定協議会設置要綱
- 4 越前おおの空家等対策計画策定協議会委員名簿
- 5 大野市空家等対策の推進に関する条例

1 「大野市空き家の実態・意向に関するアンケート」調査結果

所有者に対する空き家等の実態・意向調査を実施し、傾向やニーズを捉えて施策を企画・実施することにより、空き家化の抑制、空き家等の管理及び活用、適切な管理が行われていない空き家等の解消、除却した空き家等に係る跡地の活用を促進することを目的としてアンケート調査を実施した。

<本アンケートにおける「空き家」の定義>

年間を通じて、人の居住や店舗といった意図をもって使用していない状態又は使用することがあっても数年に1度というような状態のもの。

<アンケートの対象者>

423名（空き家件数 448件）

※平成28年8月～9月に実施した「大野市空き家等実態把握調査」における外観調査で、空き家となっている可能性が高いと思われる建物の所有者を対象とした。

<アンケートの回答にあたっての基準日>

平成28年11月1日時点

<実施期間>

平成28年11月～12月

<回答者数及び回収率>

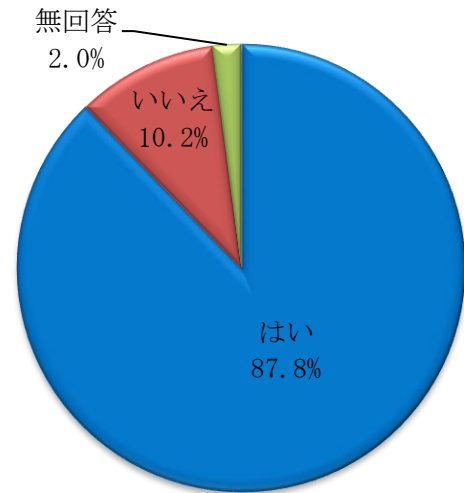
246件、54.9%

<その他>

すでに解体や売却などにより所有者ではない場合は問1のみ回答するものとする。
常に使用しているため空き家ではない場合は問2まで回答するものとする。

問1 この建物は、あなたが所有又は管理しているものですか。(どちらかに○)
「いいえ」の場合は、理由を(1)～(4)の中から選択

No	回答の内容	回答数	回答率
1	はい	216	87.8%
2	いいえ	25	10.2%
	無回答	5	2.0%
合 計		246	100.0%



問1で「いいえ」と回答した人の理由

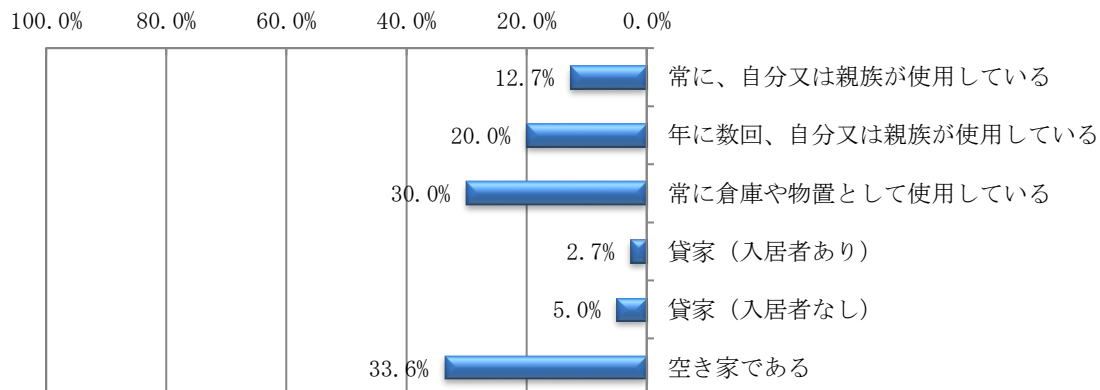
No	回答の内容	回答数
2-(1)	売却又は譲渡済みである	9
2-(2)	解体済みである	4
2-(3)	別の人が所有又は管理している	9
2-(4)	心当たりがない	3
合 計		25

※問1で「いいえ」と回答した方(25人)は、ここでアンケート終了。問2の対象は、「はい」と回答した方(216人)および無回答のうち問2を回答している方(4人)の合計220人。

問2 現在、建物はどのような状態ですか。(1つに○)

No	回答の内容	回答数	回答率
1	常に、自分又は親族が使用している	28	12.7%
2	年に数回、自分又は親族が使用している(盆・暮れに使用など)	44	20.0%
3	常に倉庫や物置として使用している	66	30.0%
4	貸家(入居者あり)	6	2.7%
5	貸家(入居者なし)	11	5.0%
6	空き家である	74	33.6%

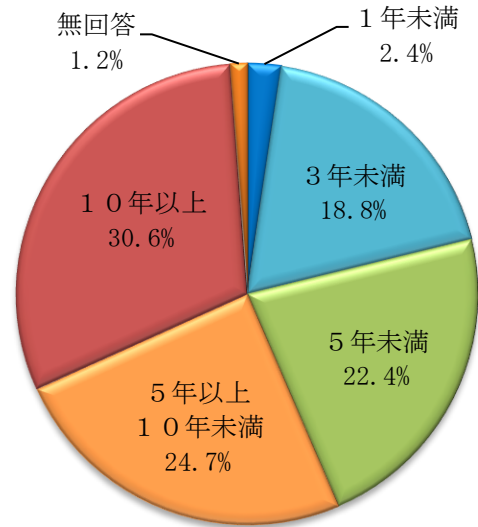
※複数回答あり。※回答率(%)は、回答者数の合計220人を分母とし算出。



※問2で回答No1～4を回答した方は、ここでアンケート終了。問3以降の対象は、回答No5、6を回答した85人となる。

問3 空き家となって、おおよそどのくらい経ちますか。(1つに○)

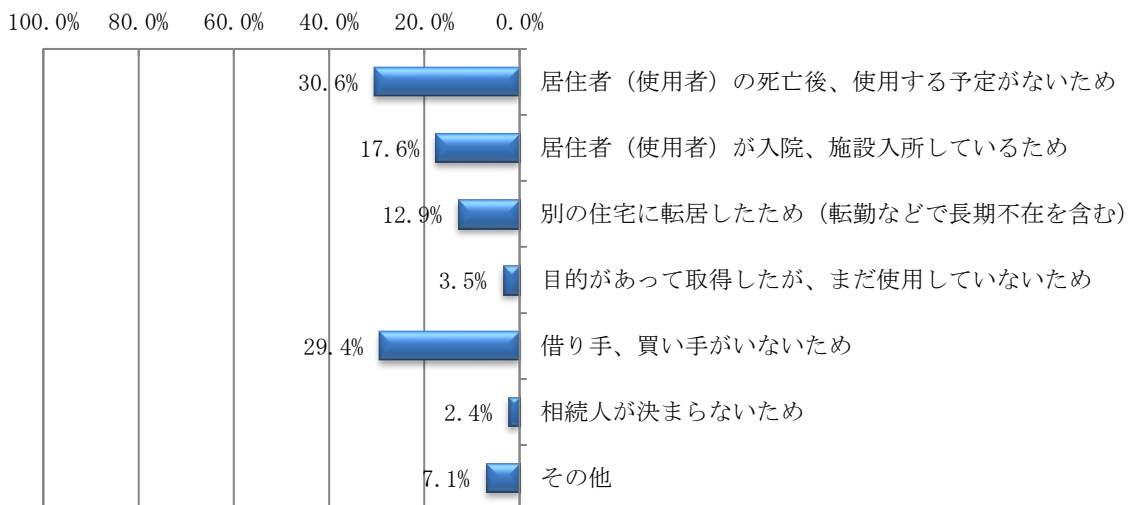
No	回答の内容	回答数	回答率
1	1年未満	2	2.4%
2	3年未満	16	18.8%
3	5年未満	19	22.4%
4	5年以上10年未満	21	24.7%
5	10年以上	26	30.6%
	無回答	1	1.2%
	合計	85	100.0%



問4 空き家になった理由は何ですか。(1つに○)

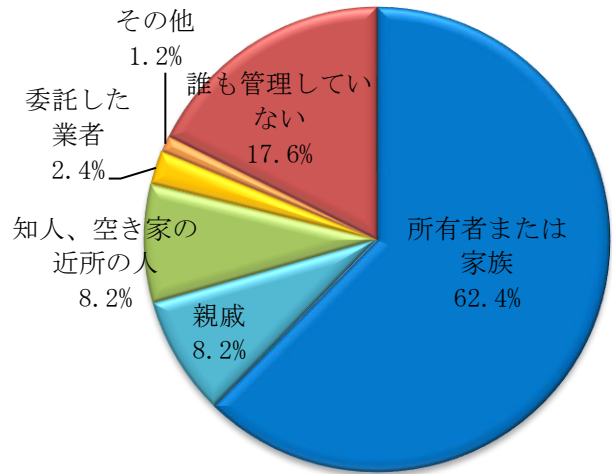
No	回答の内容	回答数	回答率
1	居住者（使用者）の死亡後、使用する予定がないため	26	30.6%
2	居住者（使用者）が入院、施設入所しているため	15	17.6%
3	別の住宅に転居したため（転勤などで長期不在を含む）	11	12.9%
4	目的があつて取得したが、まだ使用していないため	3	3.5%
5	借り手、買い手がないため	25	29.4%
6	相続人が決まらないため	2	2.4%
7	その他	6	7.1%

※複数回答あり。※回答率（%）は、回答者数の合計85人を分母とし算出。



問5 現在、空き家とその敷地の管理は主にどなたがされていますか。(1つに○)

No	回答の内容	回答数	回答率
1	所有者または家族	53	62.4%
2	親戚	7	8.2%
3	知人、 空き家の近所の人	7	8.2%
4	委託した業者	2	2.4%
5	その他	1	1.2%
6	誰も 管理していない	15	17.6%
合 計		85	100.0%

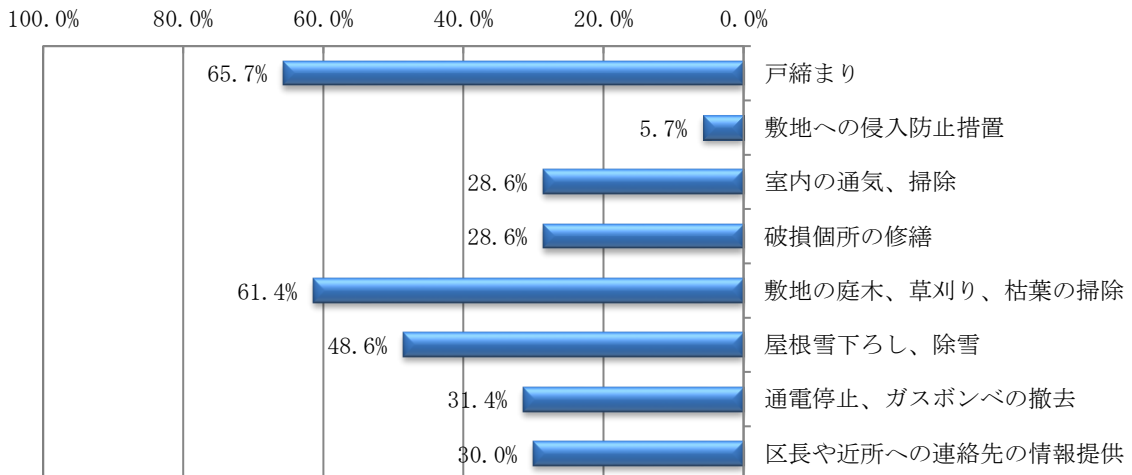


※問5で回答No6を回答した方は、問8に進むこととなり、問6および問7の対象は、回答No1～5を回答した70人となる。

問6 どのような管理をされていますか。(当てはまるものすべてに○)

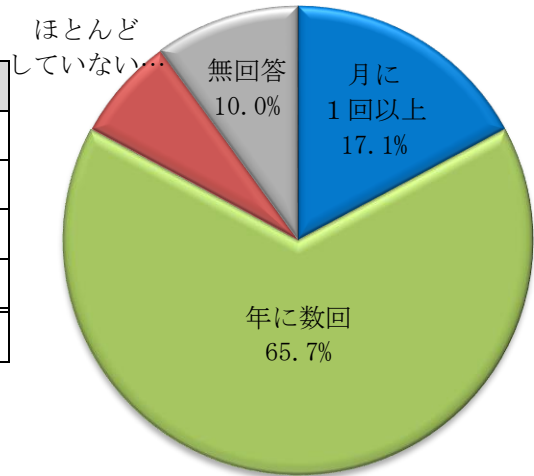
No	回答の内容	回答数	回答率
1	戸締まり	46	65.7%
2	敷地への侵入防止措置	4	5.7%
3	室内の通気、掃除	20	28.6%
4	破損個所の修繕	20	28.6%
5	敷地の庭木、草刈り、枯葉の掃除	43	61.4%
6	屋根雪下ろし、除雪	34	48.6%
7	通電停止、ガスボンベの撤去	22	31.4%
8	区長や近所への連絡先の情報提供	21	30.0%

※複数回答あり。※回答率(%)は、回答者数の合計70人を分母とし算出。



問7 どのくらいの頻度で管理されていますか。(1つに○)

No	回答の内容	回答数	回答率
1	月に1回以上	12	17.1%
2	年に数回	46	65.7%
3	ほとんどしていない	5	7.1%
	無回答	7	10.0%
合 計		70	100.0%

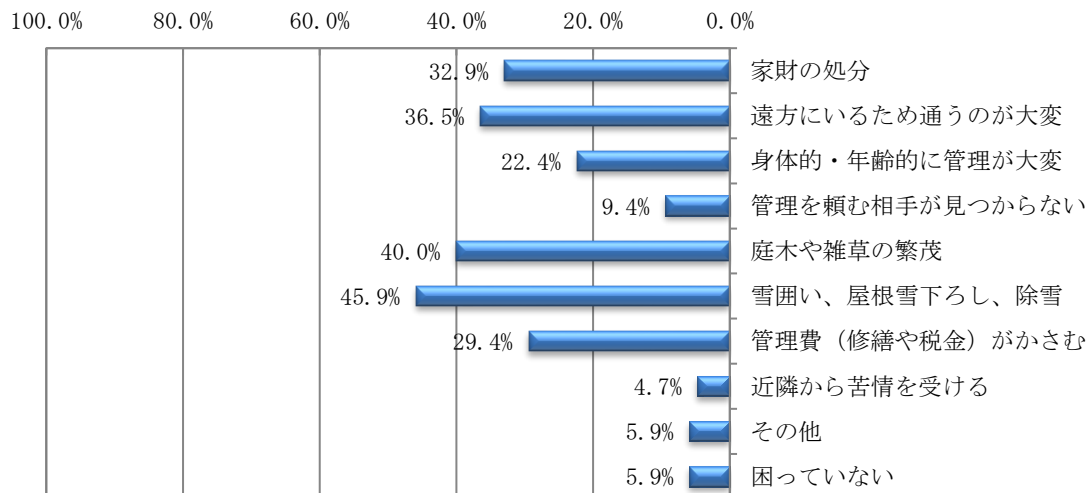


※回答率(%)は、回答者数の合計70人を分母とし算出。

問8 管理に関して、困っていることはありますか。(当てはまるものすべてに○)

No	回答の内容	回答数	回答率
1	家財の処分	28	32.9%
2	遠方にいるため通うのが大変	31	36.5%
3	身体的・年齢的に管理が大変	19	22.4%
4	管理を頼む相手が見つからない	8	9.4%
5	庭木や雑草の繁茂	34	40.0%
6	雪囲い、屋根雪下ろし、除雪	39	45.9%
7	管理費(修繕や税金)がかさむ	25	29.4%
8	近隣から苦情を受ける	4	4.7%
9	その他	5	5.9%
10	困っていない	5	5.9%

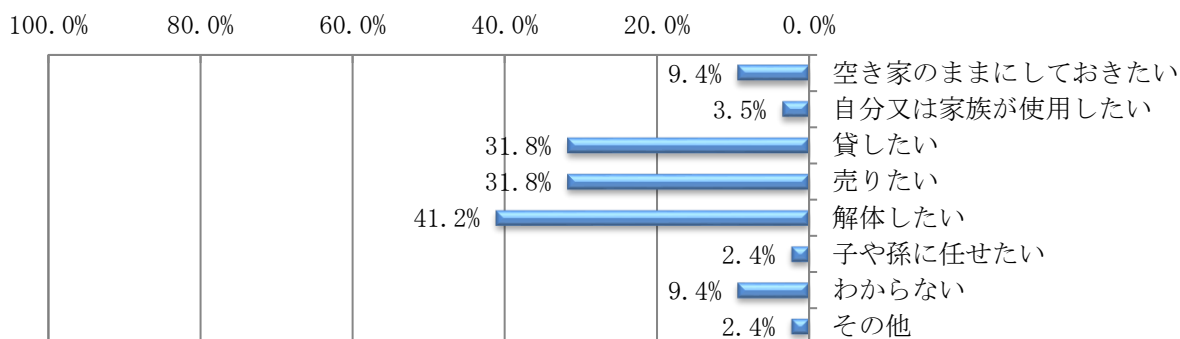
※複数回答あり。※回答率(%)は、回答者数の合計85人を分母とし算出。



問9 今後、空き家をどのようにしたいとお考えですか。(当てはまるものすべてに○)

No	回答の内容	回答数	回答率
1	空き家のままにしておきたい	8	9.4%
2	自分又は家族が使用したい	3	3.5%
3	貸したい	27	31.8%
4	売りたい	27	31.8%
5	解体したい	35	41.2%
6	子や孫に任せたい	2	2.4%
7	わからない	8	9.4%
8	その他	2	2.4%

※複数回答あり。※回答率(%)は、回答者数の合計85人を分母とし算出。

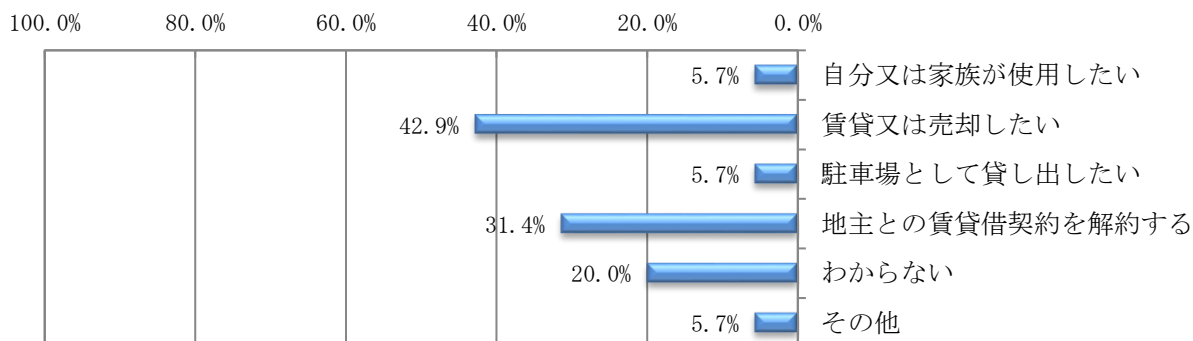


問9で5と回答した方におたずねします。

解体後の土地はどのように活用を考えておられますか。(当てはまるものすべてに○)

No	回答の内容	回答数	回答率
1	自分又は家族が使用したい	2	5.7%
2	賃貸又は売却したい	15	42.9%
3	駐車場として貸し出したい	2	5.7%
4	地主との賃貸借契約を解約する	11	31.4%
5	わからない	7	20.0%
6	その他	2	5.7%

※複数回答あり。※回答率(%)は、回答者数の合計35人を分母とし算出。



問10 問9で選択した内容について、困っていることや心配事がありますか。
(当てはまるものすべてに○)

No	回答の内容	回答数	回答率
1	家財の処分方法がわからない	7	8.2%
2	処分する家財の量が多い	17	20.0%
3	建物に耐震性がない	12	14.1%
4	傷みがあり、修繕が必要	15	17.6%
5	水回りの設備が古い	15	17.6%
6	解体費用の支出が困難	35	41.2%
7	解体で土地の税金が高くなる	15	17.6%
8	賃貸、売却の相手が見つからない	33	38.8%
9	賃貸、売却により近所に迷惑がかからないか心配	3	3.5%
10	家族や相続人との話し合いが必要	3	3.5%
11	遺産分割協議や相続登記の手続き	3	3.5%
12	愛着があり手放せない	5	5.9%
13	接道の問題で建替えてできない	1	1.2%
14	借地であり地主との話し合いが必要	6	7.1%
15	その他	4	4.7%
16	困っていない	6	7.1%

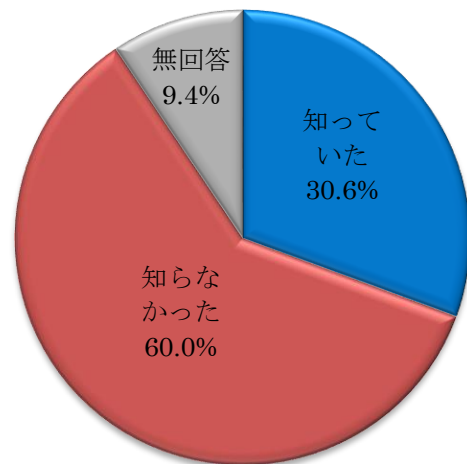
※複数回答あり。※回答率(%)は、回答者数の合計85人を分母とし算出。



問 1 1 大野市の「空き家情報バンク制度」をご存知ですか。(どちらかに○)

No	回答の内容	回答数	回答率
1	知っていた	26	30.6%
2	知らなかった	51	60.0%
	無回答	8	9.4%
	合 計	85	100.0%

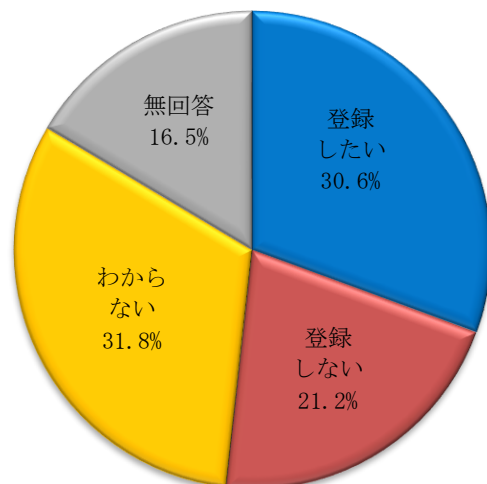
※回答率(%)は、回答者数の合計85人を分母とし算出。



問 1 2 「空き家情報バンク制度」への登録について、どのようにお考えですか。(いずれかに○)

No	回答の内容	回答数	回答率
1	登録したい	26	30.6%
2	登録しない	18	21.2%
3	わからない	27	31.8%
	無回答	14	16.5%
	合 計	85	100.0%

※回答率(%)は、回答者数の合計85人を分母とし算出。



問 1 3 空き家に関するご意見、ご要望がありましたらご記入ください。

維持管理に関する意見

- ・家の所有者が県外にあり、雪が降った場合家が古くなっており崩壊が心配。猫などが集まったり不衛生。
- ・シルバーセンターの方達に、年に2〜3回の草むしりの(約 50 m²)の世話の紹介をお願い出来たらと思っています。
- ・自然倒壊を待っている。

解体に関する意見

- ・所有者不明の空家が敷地内にあるが、こちらの費用で勝手に取り壊してもいいようにしていただきたい。
- ・今年か来年中に解体する予定です。
- ・解体したいけど、お金がかかるし現在家に介護している父親にお金がかかり(入退院を繰り返している為)余裕がない。

譲渡・売却に関する意見

- ・売りに出していますが売れません。
- ・売却したいのですが委託方法が分からない。
- ・賃貸や売却が不能の場合、大野市に寄付したいがアドバイスを受けたい(担当部署等)。
- ・借り手と言うより地代のみ地主様に払っていただければ無償でおゆずりしたい！年金生活で、解体するにも費用が無く何とかして助けてください！
- ・公的に買上とかはないでしょうか？
- ・空き家だけでなく1町歩位田畑があるので全て売却したいと考えている。格安でよい。
- ・空き家の相続人が多数いるので早く決定して1人の人がきちっと空き家も土地も処分してほしいと考えています。

活用に関する意見

- ・今こそ人口を増やすための対策を考えて欲しい。空工場など利用して！！
- ・必要な人があれば現状のままただで提供してもよいですが近所に迷惑がかからないか心配であります。現在は解体の予定です。1〜2年以内に。(トイレ、水回り、風呂直し必要)
- ・公共(市)に借り上げて頂き、必要な修繕を行い、公共施設的に活用する方法はないか、ご検討願います。
- ・空き家情報バンク制度について興味がありますが、現在はまだ先の事と考えています。
- ・借地の空き家でも「空き家情報バンク」に登録可能でしょうか？
- ・空き家情報バンクについてくわしく知りたいです。
- ・市に贈与してもいい。
- ・敷地も家屋もかなり大きいので企業、施設等にしたいという情報があればありがたいと思います。家屋のふきんの田畑を含めて3000 m²位と思います。
- ・パソコンで登録しようと思い用紙を出したが、家財道具の処分の所で困りそのままにしてあります。日常使える物がそのまま有り。現状でよければお貸しする事可能です。
- ・2〜3年前に大野市内の不動産会社へ行き、売却又は貸したいと伝えたことがあり、これで登録されたものだと思っていた。閉めきりでは古くなる一方なので早く売却又は賃貸ができたと思います。
- ・現在の家の木材等が利用出来る物があると思うので、見たい方がいれば来られて調べてもらってけっこうです。築43年、玄関ドアはアルミ品です
- ・私の家を使用する人が居たら貸します。

2 越前おおの空家等対策計画の策定経過

開催日	会議名等
平成 28 年 5 月 24 日	空家等対策庁内検討委員会（第 1 回）・ 空家等対策庁内ワーキンググループ（第 1 回）合同会議
平成 28 年 6 月 16 日	越前おおの空家等対策計画策定協議会（第 1 回）
平成 28 年 6 月 30 日	空家等対策庁内ワーキンググループ会議（第 2 回）
平成 28 年 8 月～9 月	大野市空き家等実態把握調査 現地調査（市内全域）
平成 28 年 8 月 30 日	空家等対策庁内ワーキンググループ会議（第 3 回）
平成 28 年 9 月 30 日	空家等対策庁内検討委員会（第 2 回）・ 空家等対策庁内ワーキンググループ（第 4 回）合同会議
平成 28 年 10 月 25 日	越前おおの空家等対策計画策定協議会（第 2 回）
平成 28 年 11 月 8 日	空家等対策庁内検討委員会（第 3 回）・ 空家等対策庁内ワーキンググループ（第 5 回）合同会議
平成 28 年 11 月 21 日	市議会議員全員協議会説明
平成 28 年 11 月～12 月	大野市空き家等実態把握調査 アンケート調査
平成 28 年 12 月 1 日～15 日	パブリックコメントの実施
平成 29 年 1 月 23 日	市議会議員全員協議会説明
平成 29 年 2 月 16 日	越前おおの空家等対策計画策定協議会（第 3 回）
平成 29 年 2 月 23 日	庁議

3 越前おおの空家等対策計画策定協議会設置要綱

(平成28年3月22日大野市告示第53号)

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第6条の規定に基づく空家等対策計画(以下「空家等対策計画」という。)の策定等に関する協議を行うため、越前おおの空家等対策計画策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 空家等対策計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、空家等対策に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 弁護士
- (3) 建築士
- (4) 不動産鑑定士
- (5) 宅地建物取引業者
- (6) 社会福祉士
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から空家等対策計画策定の日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(事務局)

第7条 協議会の庶務は、企画総務部防災防犯課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

4 越前おおの空家等対策計画策定協議会委員名簿

No.	役職	氏名	選出区分	備考
1	会長	野嶋 慎二	学識経験者 (1号委員)	福井大学 教授
2	副会長	藤井 紘士	弁 護 士 (2号委員)	藤井法律事務所
3	委員	金井 亨	弁 護 士 (2号委員)	金井法律事務所
4	委員	脇本 淳子	建 築 士 (3号委員)	(一社) 福井県建築士会 副会長
5	委員	梅田 真	不動産鑑定士 (4号委員)	(公社) 福井県不動産鑑定士協会 会員 (株) 梅田不動産鑑定事務所 代表取締役
6	委員	此下 美千雄	宅地建物取引士 (5号委員)	(公社) 福井県宅地建物取引業協会 常務理事
7	委員	田中 邦弘	社会福祉士 (6号委員)	(福) 大野市社会福祉協議会 事務局次長
8	委員	安間 勝也	市長が必要と 認める者 (7号委員)	大野市区長連合会 会長
9	委員	山田 照幸	市長が必要と 認める者 (7号委員)	大野商工会議所 副会頭

5 大野市空家等対策の推進に関する条例

(平成29年3月21日条例第1号)

大野市空き家等の適正管理に関する条例(平成24年条例第27号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、空家等の所有者等、市、市民等、自治会及び事業者等の責務その他必要な事項を定めることにより、市民の生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進し、地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に居住する者又は市内で事業を行う法人その他の団体若しくは個人をいう。
- (2) 事業者等 市の区域内において、法律、建築、不動産、福祉その他の空家等の管理及び活用に関する事業を行う者をいう。

(当事者間における解決の原則)

第3条 空家等又は特定空家等に関する紛争は、当該紛争の当事者間で解決するものとする。

(所有者等の責務)

第4条 空家等の所有者等は、市が推進する空家等に関する対策への理解と関心を深め、空家等を自らの責任において適切に管理するとともに、空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用に努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、法第6条の規定により空家等対策計画を定め、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

(市民等の責務)

第6条 市民等は、市が推進する空家等に関する対策への理解と関心を深め、空家等の発生を予防するとともに、空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用に努めるものとする。

(自治会の責務)

第7条 自治会は、市が推進する空家等に関する対策への理解と関心を深め、地域における空家等の状況及びその所有者等に関する情報の把握に努めるものとする。

(事業者等の責務)

第8条 事業者等は、市が推進する空家等に関する対策への理解と関心を深め、空家等及び除却した空家等に係る跡地の適切な管理、活用及び流通の促進に努めるものとする。

(相互の協力)

第9条 市、所有者等、市民等、自治会及び事業者は、この条例の目的を達成するため、互いに連携し協働して空家等対策に取り組むものとする。

(緊急安全措置)

第10条 市長は、空家等が適切な管理が行われていないことにより、人の生命若しくは身体又は財産に危険な状態が切迫していると認められるときは、この状態を回避するために必要な最低限度の措置（以下「緊急安全措置」という。）をとることができる。

2 市長は、緊急安全措置を実施するときは、当該空家等の所有者等の同意を得て実施するものとする。ただし、所有者等を確知できない場合、緊急かつやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

3 市長は、緊急安全措置をとったときには、当該空家等の所有者等から措置に要した費用を徴収することができる。

(協議会の設置)

第11条 市長は、法第7条の規定に基づき、次に掲げる事項を協議するため、越前おおの空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(1) 空家等対策計画の変更並びに実施に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、空家等対策の推進に関する事項

2 前項に定めるもののほか、協議会の組織に関し必要な事項は、規則で定める。

(関係機関との連携)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、福井県、大野警察署、大野市消防本部その他の関係機関に対し、必要な協力を要請することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

越前おおの空家等対策計画

発行 平成29年3月

編集 大野市企画総務部防災防犯課

〒912-8666 福井県大野市天神町1番1号

電話 0779-64-4800

FAX 0779-66-7708